

京都大学	博士 (法 学)	氏名	堀竹 学
論文題目	流動財産譲渡担保における設定者の目的財産の処分		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、一において問題意識と研究の概要を示す。流動動産譲渡担保の目的物は、集合物としての同一性を維持しつつ、新陳代謝することが予定されている。その性質上、設定者には、「通常の営業の範囲」において、個別の動産を集合物から分離して処分する権限が当然に与えられていると解される。最判平18年7月20日の2件の判決は、このことを初めて認め、また後順位の譲渡担保の設定が通常の営業の範囲内の処分には当たらないとした。しかし、両判決とも、その定義や射程を示さなかった。それを明確化する本格的な研究はまだない。そこで、類似した基準（「通常の営業の過程における買主」buyer in ordinary course of business）を有するアメリカ統一商事法典（UCC）第9編の規律との比較を通じて、通常の営業の範囲の諸問題を考察する。その際、①流動動産譲渡担保が債務者の事業継続のための担保であるという観点、②取引の安全の観点、③担保権者の保護強化を物上代位制度および延長型流動債権譲渡担保によって図るとの3つの観点を総合的に検討する。</p> <p>本論文は、二において、UCCの規律を分析し、次の結論を得る。UCC § 9-320(a)によれば、通常の営業の過程における買主は、担保権の負担のない所有権を取得できる。この規定は、UCCにおいて初期融資者の優越の法理の例外であり、わが国の流動動産譲渡担保における通常の営業の範囲での処分と類似している。このような買主保護の理由は、①債務者の事業継続のためだけでなく担保権者の利益にもなること、②取引の安全を図ること、③担保権者の利益はプロシーズ（UCC § 9-315。担保目的動産の価値変形物）によって図られることである。</p> <p>わが国の流動動産譲渡担保に基づく物上代位は、UCC § 9-315によるプロシーズと同程度までに広範囲とはいえない。しかし、取引の安全のために処分による担保物権の消滅を認める代わりに、代金債権への譲渡担保権（延長型流動債権譲渡担保）の設定と合わせて、その代価によって担保権者の保護を図る点では、両者は機能的に類似した構造を有する。</p> <p>本論文は、三において、UCCと比較し、「通常の営業の範囲」をめぐる諸問題を考察し、以下のように述べる。流動動産譲渡担保が、運転資金の調達、在庫の創出、売掛債権の創出、債務の弁済、運転資金の更なる調達という、債務者の事業サイクルをスムーズに回転させる事業継続のための担保であることを重視し、第三者の保護を図る観点との均衡を考慮するべきである。債務者の事業サイクルが回転せずに、担保物件が将来的にも補充される見込みがないことが担保権の侵害と評価され、「通常の営業の範囲」から外れる処分は、この意味での侵害意思を有してなされる処分に限られる。</p> <p>UCCは、担保権者が「買主」に該当しないとして、「通常の営業の範囲」という概念を用いず、後順位担保権の設定ができるとの規律を置く。しかし、日本法では、後順位担保権の設定を、通常の営業の範囲外の処分と解するべきである。たしかに、事業</p>			

サイクルをスムーズに回すためには、運転資金の供給を安定的に図る必要があり、後順位の譲渡担保を設定して融資を受けることは、流動資産譲渡担保の利用のあり方として十分考えられる。しかし、その設定が事業目的のためなのかそうでないのかの判別は後順位の担保権の設定を受ける第三者には難しい。また、先順位担保権者には物上代位による保護が認められず、むしろ即時取得によって順位が逆転するおそれがある。UCCのような規律を設けるには、先順位者が後順位者によって順位を逆転される余地のない制度（対抗要件を動産譲渡登記に一元化することで、登記外の即時取得を排除する）を立法する必要がある。

延長型流動債権譲渡担保は、ABLとして流動資産譲渡担保と共に設定される流動財産譲渡担保の一部であり、設定者に債権の取立てを認め、事業を継続させることが重要である。権利移転的構成の下で、設定者の取立権は、UCC同様基本的に授権に基づくものと考えられるが、譲受人が債務者対抗要件を具備しない場合には、取立授権がなされていなくても、通常の営業の範囲内で債権の取立てができる。動産・債権譲渡特例法4条が第三債務者の二重弁済の危険を防止する仕組みを採用しており、その立法に際してUCC § 9-406(a)も参考にされたことがこの解釈の根拠となる。

担保目的動産を設定者が権限外で処分した場合、UCC § 9-320(a)で保護される者は、規定の沿革から、設定者から直接購入した第三者に限られ、転得者は含まれない。学説は、禁反言の法理により転得者の保護を図っており、第三者は、既存の担保権を知っていても、設定者の処分権の制限を知らないという意味で善意であればよい、とする。日本法においては、譲渡担保権者の保護を図りつつ取引の安全に配慮するため、即時取得の規定によることができるが、その場合の即時取得の要件である善意は、当該処分が権限外であると知らないことである。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

近年、事業の収益力に着目した新しい担保付融資の方法として、企業が有する在庫商品や売掛代金債権などを、将来取得する分まで含め、まとめて担保の目的とする流動財産譲渡担保の重要性が増している。このような担保では、特定の財産を目的とする担保と異なり、事業継続のための「生かす担保」という視点から、担保設定者に営業資金の取得を認めるため、担保の目的となっている財産を一定の範囲で処分することができなければならない。「通常の営業の範囲」という概念は、そのような処分の限界を画する鍵となるものであり、最高裁判例にも採用されている。しかし、その内容は必ずしも明確にはなっていない。

本論文は、アメリカ統一商事法典 (UCC) における「通常の営業の過程における買主 *buyer in ordinary course of business*」保護の規律とその変遷を分析・検討し、それとの比較を通じて、日本法における流動財産譲渡担保の場合の「通常の営業の範囲」の概念を考察するものである。

本論文の第一の意義は、従来議論の欠落を埋める包括的な検討を行っていることである。「通常の営業の範囲」の概念は、重要であるにもかかわらず、詳しい議論が少ない。また、この種の担保を支える動産債権譲渡登記制度の立法に際して参照されたUCCの規律についても、「通常の営業の過程における買主」の規律に焦点をあてて検討を行うものがない。本論文は、UCCと日本法の間には、担保権者の保護、事業サイクルのスムーズな回転の保障及び処分の相手方となる第三者の安全の保護という3つの視点での均衡を図るという基本的な枠組みにおいて共通性があることを確認し、事業サイクルの回転を阻害する処分か否かで「通常の営業の範囲」の限界を画すことを提案する。流動債権譲渡担保については、取立授權を基礎としつつ、債権譲渡法制における第三債務者保護の視点を加えて、設定者による「通常の営業の範囲」の取立てを肯定する。

本論文の第二の意義は、UCCと日本法の相違にも配慮した検討を行っていることである。担保権設定者からの直接の買主のみを保護する文言をめぐるUCC特有の議論、転得者保護のための禁反言の法理、UCCの広範なプロセスへの追及と差押要件で制約される日本法の物上代位との対比及び後順位担保権設定の扱いは、このような例である。本論文は、UCCに関して新たな知見を加え、また、いずれの問題においても、制度の相違をふまえたうえで、基本的な視点の共通性を反映する解釈を提示する。

個々の問題についての本論文の解釈には異論や批判がありうるが、本論文は、制度の構造の理解として説得力のある一つの見方を示すことに成功しており、この問題の研究の進展に大きく寄与するものである。

よって、本論文は博士 (法学) の学位を授与するに相応しいものと認められる。

また、平成29年2月2日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。